

(会長)

本日はご出席いただき、ありがとうございます。

審議会の次第に沿って進めさせていただきますので、まずは協議事項の「次期食の安心・安全行動計画（平成 28～30 年度）最終（案）」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 1 の 3 ページをお願いします。

食の安心・安全行動計画については、去る 8 月の審議会で御意見を伺った後、9 月に府議会に報告し、10 月にパブリックコメントで府民の皆さんの御意見をお聞きし、それらを受けてお手元の最終案を提出しています。

資料 1 の構成を説明しますと、3 ページは 8 月の審議会での主な意見と、それに対する府の考え方を記載しています。

5 ページから 9 ページは 10 月のパブリックコメントで出された意見とそれに対する府の考え方を記載しています。

11 ページ以降は現時点での最終案です。

この中で、下線を引いている箇所は、8 月の審議会の時点からの変更点です。

31 ページの A3 版の折り込みは、以前からお示ししている数値目標の一覧表です。

それでは、順番に説明いたします。

3 ページをお願いします。

8 月の審議会での主な意見と府の考え方です。

ここでは、行動計画の本文で修正したところを説明いたします。

右欄の「府の考え方」の中で、【 】で記載している箇所が、意見を本文に反映させていただいた部分です。

一番上、「次期計画に『食と健康』の観点が取り入れられたことから、栄養士等の専門知識を有する者との一層の連携強化に努めるべき。」という意見をいただいています。

これについては、16 ページの真ん中で「食に関する有資格者、専門家等との連携」という文言を追加しました。

3 ページに戻りまして、2 つ目の「食品の生産現場で生産者と消費者が意見交換を行う機会を、今後ともぜひ設けてほしい。」という意見に対しては、19 ページの下部に、「生産現場の見学や関連事業者との交流を通して」という文言を入れさせていただきました。

3 ページに戻りまして、「もてなす」について「食物アレルギーに関しては、修学旅行生のような団体客だけではなく、個人旅行者にも配慮が必要」との意見をいただいています。

これについては、もとより個人旅行者への対応も可能な飲食店では対応していきますが、22 ページの枠囲いの中で「国内観光客も含めたインバウンドの増加を図ります。」という形で反映させていただきました。

3 ページの説明は以上です。

5 ページをお願いします。

パブリックコメントに対する意見を表に整理しています。

27 件、48 項目もの意見をいただきました。

この表の右側に小さく数字を記載していますが、これからの説明ではこれを「意見 NO.」として説明させていただきます。

なお、意見については大きく 7 つに分かれますので、7 つの点について順次説明します。

第 1 点、今年 10 月に大筋合意された TPP に関するものです。

意見 NO. 5 をお願いします。

真ん中のあたりで、「食の安全への不安についても懸念されます。『第 1 章 食を取り巻く現状及び課題』で環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が大筋合意したことについての課題について明記してください。」という御意見です。

これについては、「ご意見を踏まえ、第 1 章に記載します。」ということで、具体的には、15 ページの上の方に「平成 27 年 10 月の TPP 大筋合意により、食の安全基準への関心が高まっている。」という一文を追加しています。

意見 NO. 13 をお願いします。

「食の安全について不安を抱いている消費者もいます。京都府においても府民にどのような影響があるのか説明会等を開催し情報提供してください。」という御意見です。

これについては、18 ページの下部に「なお、昨今の食料を巡る情勢の変化もしっかり把握し、食品関連事業者や消費者への情報発信、情報提供に努めます。」という一文を追加しました。

第 2 点、食品中の放射性物質検査等に関するものです。

5 ページの意見 NO. 7 をお願いします。

「食品中の放射性物質に対する不安は落ち着いてきていると判断する根拠は何か。」という御意見です。

これについては、東北・関東地域において実施されている検査で、基準値を超過する食品が大きく減少していることや、京都府においても府民からの問合せや説明会の要望等も少なくなっていることから、そのように考えています。

しかし、依然として食品中の放射性物質に不安を感じられる方々もおられるということも認識していますので、検査を継続し情報提供に努めていきたいと考えています。

8 ページの最下段、意見 NO. 38 をお願いします。

「単純に検査の回数や検体数だけで不安は解消できないのではないか」という御意見です。

これについては、リスクコミュニケーションの開催などにより府民に正確な情報を提供し、府民の不安解消に努めたいと考えています。

第 3 点、食品表示法に対する対応です。

6 ページの意見 NO. 11 をお願いします。

「食品表示法の施行に伴い、食品事業者・販売者への講習を強化して下さい。消費者に対しても規模の大小に拘らず各種の講習会を開催していただきたい。」という御意見です。

これについては、今年4月の食品表示法施行を受けて、事業者や消費者を対象に、関係課が府内各地での講習会を開催していますが、今後も可能な範囲でそのような機会を設けていきたいと考えています。

同じ食品表示法の関係で、8ページの意見 NO. 33をお願いします。

「加工品やレストラン、店頭販売物には産地表示がきちんとされていない。国の法律に無くても、京都では世界に誇る表示制度を設けてください。」という御意見です。

食品表示法は国において様々な意見等を踏まえて制定されたものですので、京都府としましては、食品表示法がしっかりと守られるよう、講習会等により事業者の啓発に努めていきたいと考えています。

第4点、機能性表示食品の関係です。

意見 NO. 17をお願いします。

「特定保健用食品、栄養機能食品、機能性表示食品等の保健機能食品についての学習会、生産者・事業者との意見交換会等の機会を設けていただきたい。」という御意見です。

これについては、機能性表示食品等は府民の健康増進のために食生活を補完するものと考えていただきたいと思いますので、府民への情報提供や正しい知識の普及に努めていきたいと考えていますし、生産者・事業者に対しても引き続き意見交換会等の機会を設けていきたいと考えています。

第5点、農薬等の食品の安全性検査に関するものです。

8ページの意見 NO. 35をお願いします。

「流通している食品を検査し、基準違反の食品がみつかったとしても、遅いのではないのでしょうか。基準違反している食品は、世間に出まわる前に何とかしてほしいと思います。」という御意見です。

これについては、食品衛生法第3条の規定にある「製造、販売する食品の安全性の確保は、食品等事業者に課せられた責務である。」という前提のもと、京都府としてそれらが遵守されているかのモニタリング検査という位置づけで流通品の検査を実施しています。

これらの検査だけではなく、生産現場できっちりと基準が遵守され違反がないように、食品事業者での安全確保について、行政と食品事業者との協同で取組を行っており、今後ともそのような形で進めていきたいと考えています。

意見 NO. 29をお願いします。

「農産物の残留農薬検査の結果判明が遅い」との御意見ですが、これは検査手法が国で定める公定法であることと、結果判明までの時間を短縮するための技術開発は高度なものでありますので、迅速な検査技術の開発を引き続き国に要望したいと考えます。

意見 NO. 30をお願いします。

公表についての考え方ですが「成人が毎日〇〇グラムを一生涯食べ続けても人体への影

響はない等の表現がされるが、人体への影響が無いのなら、公表のあり方を検討いただきたい。」との御意見です。

これについては、右側にありますように、消費者が喫食しないよう呼びかけるため公表しています。

9 ページの一番上、意見 NO. 39 をお願いします。

検査した食品の具体的な商品名等の公表についての御意見です。

これについては、検査が抽出検査であるため、検査結果の公表は検査をした製品としていない製品の差別化を生み出すことになるため、公表はせず、違反した場合のみ商品名等を公表し回収等の措置を行うこととしています。

第6点、HACCP 等の支援です。

意見 NO. 46 をお願いします。

「府下の食品加工事業者の多くが小規模事業者であり、HACCP 等の導入に当たっては、社員教育などの支援が必要、あるいは指導員の派遣など事業者の負担にならないような措置が必要。」という御意見です。

これに対しては、右側にありますように、事業者の規模に応じた HACCP 導入が実現できるよう、研修、相談支援を行っていきたいと考えておりますのと、消費者に対しても HACCP がどのような制度で、消費者にとってどのようなメリットがあるのかについて普及していきたいと考えています。

最後に第7点ですが、以上のほか食の安心・安全府民大学（仮称）やリスクコミュニケーションに対する期待、食育に対するアドバイスをいただいています。

個々の説明は省略しますが、御意見を踏まえて、今後具体的に取組を進めていきたいと考えています。

次に、本文におけるその他の変更点を説明いたします。

17 ページのタイトルのところで、共に考えるという視点を加えるべきということで、キャッチフレーズを【伝える】から【伝え共に考える】としています。

19 ページの「ア 府民参画の推進」の中で「府民の意見を府の食の安心・安全施策、取組に反映させるため、消費者団体等との意見交換会を開催します。」ということで、数値目標には記載していましたが、本文に表現がありませんでしたので、加筆しています。

「イ 食の安心・安全府民大学（仮称）の開講」のところでは、開講を決定するに至った背景等について記載しました。

なお、この中の3行目に「やせや20～60歳代の肥満」とありますが、「やせや20～60歳代の男性の肥満」に訂正をお願いいたします。

同じページが一番下、「また、食育は、一人一人が自主的な取組を自ら進めることが何より重要であり、そうした自主性を生かすため、府民一人一人が自ら食育宣言を行い、皆で共有し、実践できる環境を整備します。」ということで、食育宣言の趣旨を記載しています。

22 ページをお願いします。

一番上の枠囲いの中で「・外国人留学生」を加筆していますが、これは、京都は外国人留学生が多いですので、施策の対象とするべきということで記載しています。

24ページをお願いします。

数値目標の表の下に※印で記載していますが、「各取組に当たっては、実施方法の点検に努め、効果が向上するように努めます。」ということで、数値目標が現状から横置きのものについても、単純に継続するだけではなく、※印のような趣旨でバージョンアップをしていきたいと考えています。

25ページをお願いします。

真ん中のあたりで「偽装を判別するための科学的検査」という書き方をしていましたが、もう少し具体的にすべきだということで「DNA分析や同位体比分析などの」という表現としました。

25ページの下部をお願いします。

府内産の農林水産物の検査について「府民が安心して生産、出荷、消費できるよう」という形で記載していますが、ここは以前「風評被害」という表現をしていましたが、分かりにくい表現だったため、消費者・生産者の立場を包括する形でこのように修正しました。

27ページをお願いします。

一番上の枠囲いの中で「京都の長い伝統と高い技術に培われた」と記載しています。

ここは以前「京都ならではの」という表現にしていたのですが、意味するところがよく分からないということで、このような表現としました。

資料31ページは、以前からお示ししている数値目標一覧の空欄を埋めたものです。

一番左側で4つの柱を書かせていただいています。一番上の柱は「伝え共に考える」の間違いですので、恐れ入りますが訂正をお願いいたします。

私からの説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。

事務局から説明がありましたことについて、御意見・御質問をお願いします。

多くの意見をいただいて、それを反映した形で本日最終案を示されたということですが、御意見がありましたらお願いします。

31ページの一覧表のキャッチコピーは修正していただいたものと、前のまま「見つめる」のところも違う。

(事務局)

すみません、「目を光らせる」「支える」の間違いです。

(会長)

修正していただいた方がよく分かると思いますので、一覧表のところもきっちりと修正をお願いします。

(事務局)

はい。

(委員)

TPP に関連して発言します。

GMO の表示がなくなるかも知れないという情報があるのですが、消費者には、本当のところはどうかということが伝わっていない。

日本人はこのことに非常に敏感なのですが、本当のところはどうかのでしょうか。

また、残留農薬のポジティブリスト制について、スタートしたときに国の対応が不十分で、空欄のところを 0.01ppm にしていることにより、科学的に非常に意味のない基準になっているところが多く、それによって混乱を起こしている事例があり、整備をしてほしいという意見もあります。

HACCP と G A P のことですが、これらを取り入れているアメリカでは、畑に入るのにヘアネットと手袋が要ります。

冷蔵庫に入るのにもヘアネットと手袋が要ります。

日本でそこまでやるのですが、できるのでしょうか。

国際基準と簡単に言いますが、言葉が一人歩きしてしまっているのもう少し内容を見極めた対応をしてはどうかと考えます。

(会長)

TPP のことは先ほども言われていましたが、本当に発効するのかという懸念もあるのですが、京都府でも関係団体に対して説明会をされ、不備のあるところは国の方に要請するという部長の談話もありましたが、事務局から発言いただけますか。

(事務局)

食品衛生法を所管している生活衛生課です。

確かに例えばトマトでは 5ppm まで認められるのに、キュウリでは一律基準を適用して 0.01ppm というような疑問点もありますので、検査方法の確立に関する要望を厚生労働省に行っています。

(事務局)

TPP に関しては、関係の深い農林水産分野や商工分野で庁内連絡会議を立ち上げ情報共

有を行っておりますし、それを受けまして、関係の諸団体にお集まりいただき御意見をいただいたところです。

今週の半ばに部長が国への要望のため東京に出向く予定であり、委員が仰いましたいくつかの点は、現場の声としてお伝えしたいと思います。

(委員)

毎回で申し訳ないのですが、今回「食に関する有資格者、専門家等」の文言を入れていただいて大変ありがたいのですが、現在日本の世の中には「食に関する資格」が民間資格なども含めて溢れており、1日2日、2時間3時間で資格が取得できるという状況になっており、「食の有資格者です」という方は見渡せばどこにでもおられる状況です。

「有資格者」と連携した枠組みをどのように考えておられるのか、今私が述べたような状況をどう捉えた上で、この文言を選ばれているのか確認したいと思います。

お願いいたします。

(事務局)

1日、2日の講習を受けただけの資格もあるというのは存じておりますが、あくまでもここで言いたいのは、栄養士・保育士・獣医師など既にご協力いただいている専門家に今後ともお世話になりたい、我々と一緒にやっていただけるスキルを持った専門家の方との連携と考えて書かせていただいております。

(委員)

なかなかそれは「自称専門家」の方には通用しないかと思しますので、現状を踏まえた上でこの文言は再考していただいた方が混乱を招かずに、変な期待も与えることがないと思います。

(会長)

今おっしゃっている部分はどのあたりですか。

(委員)

16ページの第2章の3行目のあたりです。

(会長)

第2章の前文のところについては、今御意見が出されていますが、20ページのところは事前に送付されたものから削られていますね。

(事務局)

栄養関係、健康関係を担当しております健康対策課です。

前回の審議会でもお答えいたしましたけれども、食に関わる分野については、栄養士や獣医師、保健師等をはじめとした有資格者とこれまでも十分連携しておりますが、これは全体に関わる部分ですので、16ページの全体の計画の基本的な考え方の中でこのような記載となりました。

有資格者の考え方についてはご指摘を受けましたので、農林水産部とも十分連携して検討したいと思います。

健康以外にも全体の施策・計画の推進には専門家の方の協力が必要ですので、記載方法については再度検討させていただきます。

(会長)

20ページは2行削られていますね。

事前にいただいた資料では20ページの(5)アのいちばん最後に「なお…」という文章が2行あったのですが、今日の資料にはありません。

事前にいただいた資料と今日の資料との変更は、どのような考えからですか。

(事務局)

事前資料では、栄養士等との連携として20ページ中程に記載しておりましたが、専門家、有資格者との連携は、この事項だけではなく幅広く行っていますので、もう少し上位に記載するのが適当と考え第2章の前文に持ってきました。

(会長)

そのときかなり広げたのですね。

言葉に関しては事務局に再検討いただきます。

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(委員)

22ページのところ、表現の問題ですが、上の四角で囲んだ「国内観光客も含んだインバウンド」というのは16ページのところにも使われているのですが、インバウンドという言葉が何を言っているのかよく分からないので、書き換えていただきたいと思います。

(会長)

語数が多くなっても、その方がよいと思います。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員)

先ほど委員がおっしゃった GMO 表示がなくなるということを私は全く知りませんでしたので、国際的な動向や日本の動向がどうなっているかについて教えていただければありがたく存じます。

(事務局)

我々も遺伝子組換え表示がなくなるという情報は聞いていません。

衛生の基準に関しては、今までどおり国によって事情が違うので、それぞれの国の実情に合わせて決められていくものと承知しています。

(委員)

最終どうなったかということは聞いていませんが、議論の途中であった話で、海外から入って来る大豆などの表示がなくなってしまうと、我々がいくら国内で表示をしようとしても出来ませんので、そのあたりの問題は、どのようになっているのでしょうか。

アメリカが日本に出すものについては区分して輸出してくださいという話も現実的でない気がするのですが。

(事務局)

あくまでも貿易のルールであり、今後、それが変わるかは分かりかねますが、日本が国内で規制していることについては、外国に対しても要求できるというルールがあるので、日本は外国に対して要求することができます。

(委員)

もう日本に輸出しないとされたらどうするのですか。

そのあたりが国際認識とずれていて、日本はもうそれほど強くないので、どのような交渉がされているのかは分かりませんが、今のまま行ったら、海外の GAP にしても海外の法律に丸め込まれてしまいますから、同じように遺伝子組換え表示もなくなってしまうと思います。

(会長)

今のところは交渉の中身が分からないというところのようです。

(委員)

食の安心・安全審議会が審議する内容が大きく変わってきているように思います。

今までの食中毒や放射性物質、農薬の話から、今後は、食のグローバル化という大きな枠組みの中に入っていくことによる様々な問題が出てきて、まだ上手く対応しきれていないので、今後はそういったことへの対応をしっかりしていく必要があると思います。

私の分野では、TPPの合意が農林水産業にどう影響を与えるかということに加えて、人々の食生活や健康にどう影響があるのかについても関心があるところで、先ほど庁内連絡会議があるということですが、健康に関する課長さんも参加されているのですか。

農林水産の話は人々の食生活と健康に直結していますので、そういった方にも参加していただいた方がいいと思います。

(事務局)

庁内連絡会議にはそういう分野の方も参加しています。

遺伝子組換えについては国から情報をいただけていませんが、情報交換のための作業部会が設置されるというのは聞いております。

日本としましてはWTOの中のSPSの体制は堅持していくこと聞いていますので、そこは堅持していただくことを前提に国とも相談させていただきたいと考えています。

(会長)

今後28年度から3年間、どのように変化していくかということも見越しての話ですが、実際には現時点で考えられるところとしては、こういう形で計画を立てて、毎年実施状況の報告、それから修正を行っていくということが定められていますので、その中で対応していただけたらと思います。

そういう意味で第1章の中でTPP関連も文字としては入れていただいたということです。

(委員)

委員がGMOの表示が世界的になくなるとおっしゃいましたが、遺伝子組換え食品の安全性が確認されているのであれば、輸入すれば良いと思いますが、それもされていないのに世界が共通で表示をしないというのなら、日本は、少なくとも京都は絶対に入れるべきではないと思います。

他の国が買われるのであれば、他の国で買ってもらえばいいと思います。

わざわざ外国の遺伝子組換え食品を輸入しなければいけないということが、確かに日本の生産量から考えると多くは穫れませんが、米は余っていて生産調整もしているのですか

ら、遺伝子組換え大豆にしても、輸入せずとも日本人は国内で安全なものを食べればいいのですから、京都府がそのことを国に要請していただく必要はないと思います。

私は遺伝子組換え食品の表示は最低限絶対にあるべきだと考えますが、その上で関税が下がって輸入されるのであれば構いません。

そうでなければ、我々生産者の立場からすると、遺伝子組換え食品がどんどん輸入され、本当に安全なのか、将来どのような影響が出るのか全く分かっていない中では不安なので自分の子どもや孫に食べさせるのは嫌ですし、しっかり表示すべきということは言いとおしていただきたいと思います。

(会長)

そのあたりは京都府も分かっていますよね。

(委員)

大きな意見として遺伝子組換えが問題だと言っているのは日本くらいなんですよ。

有機食品を好んでおられる一部の方々が遺伝子組換えでないものにと仰っていますが、大豆などはほぼ遺伝子組換えですので、日本の醤油はどうなるのでしょうか。

(委員)

遺伝子組換え食品を食べるのを止めろと言うつもりはありません。

遺伝子組換えを行ったか行っていないかという表示を、選択を消費者にさせてほしい。

知らない間に遺伝子組換え食品を食べているのではなくて、それぞれが理解した上で食べるのであればそれを止めろと言うつもりはありません。

京都府からも表示をするようしっかり求めていただかないといけませんし、委員は日本にだけ品物が入ってこなくなると仰いましたが、そうであれば入ってこなくてもいいと思います。

消費者の立場に立つと、しっかり判断できる材料を提供するべきと思います。

そのことを計画の中にしっかりと書いていただきたいと思います。

(委員)

私も基本的には分けて流通すべきと思っていますが、同じ考えなのですが、フリートレードなどと言い出している中で通る話なのか心配ですのでこういう話をしているのですが、国の方へ確認してこのような意見があることを強く要望していく、内容を確認していくことをすれば良いと思います。

(事務局)

今は遺伝子組換えの話だけが出ておりましたが、TPP に関する食の安全の関係は他にも

様々な課題がありますので、この計画の中では18ページの下の方、「昨今の食料を巡る情勢の変化もしっかり把握し」ということで、国にもしっかり確認をして食品関連事業者や消費者への情報提供という形で表現していますので、この記述に従って取り組んでいきたいと考えています。

また、遺伝子組換えの関係では、現在輸入されているものは食品安全委員会などで動物試験や人での確認試験をした上で安全なものが輸入されており、これは飼料でも同様です。

外国からの圧力によるのではなく、このような科学的な手順を踏んでいただくように要請したいと考えます。

(委員)

今おっしゃったので気がついたのですが、「昨今の食料をめぐる」になっていますが、これは「食品」でよろしいのですか。

18ページの下線を引いてある部分です。

(事務局)

この「昨今の食料をめぐる情勢」には、食料自給率や今話題になっている「食品」に関することも含んだ表現と考えております。

(会長)

目標の数値についても、前回空白だったところにも入れていただいて、増えているものもあります。

そのあたりについて、御意見がありましたら。

京都の信頼食品登録制度が、最初の頃は努力をしていただいて増えたのですが、その後は増加が鈍っている印象を受けますが、いかがでしょうか。

事業者の方には記録などかなり負担もあると思うのですが。

(事務局)

信頼食品登録制度については、食品の衛生管理だけではなく品質向上という両側面から取り組んでおり、現在約50の事業者様に登録いただいております。

新規登録が鈍っていた時期もありましたが、HACCPの義務化などの色々な動きの中で最近この制度についての問い合わせも増えてきており、食品産業協会や府・市の健康福祉部局とも相談しながら今後とも推進していきたいと考えています。

(委員)

先ほど良いことを言っていただきましたが、トマトには農薬の残留基準値がありますがキュウリは一律基準の0.01ppmになってしまうので、隣に植わっているキュウリに農薬が

かかってしまうとキュウリは出荷できません。

なぜこうなるかという、トマトに対しては農薬メーカーがお金を掛けて試験を行い、科学的データに基づき厚生労働省が安全性を認めて残留基準値が決まりますが、キュウリは農薬会社が儲からないからと試験をしてくれないので、残留基準値が設定できません。

このため、0.01ppm という非常に厳しい基準になってしまい、これを超えてしまうと回収せざるを得ません。

キュウリにもその農薬の試験をしていただきたいのです。

そのために農林水産省等の補助事業がありますが、肥料農薬会社は儲からない商品は試験をしてくれませんので、行政の中で試験をしていただければ不安がなくなります。

キュウリも行政が試験をしてもらえれば基準ができて、基準どおり生産者が農薬を使えば何も問題はないのですが、0.01ppm という厳しすぎる基準を超えてしまうと公表しなければいけません。

先日枝豆で回収を行いました、決して安全性には問題がないのに、他の作物であれば4ppm まで認められるのが、0.01ppm までしか認められないという極端な基準値となってしまうています。

すべての作物に農薬がかかってしまいますから、工場のように塀をしてしまって絶対に農薬が飛んでいかないようにすれば良いのですが、京都市内であればトマトとキュウリとナスとダイコンが隣に植わっているので、どうしてもドリフトで飛散してしまいますので、何とか頑張って基準値を作っていただきたい。

検査することは計画にたくさん記載されていますし、検査することで安全性を確保するので、検査はしていただければ良いと思います。

農薬の残留基準値を全品目に作っていただきたいと思いますので、その取組を計画のどこかに記載していただきたい。

京都府や国に加えて、JAグループとしても応援・支援はしますので、全ての品目について試験を実施して残留基準値を作っていただきたい。

その取組の記載がないようですので、行動計画への記載をお願いしたいと思います。

(事務局)

我々は、基準値設定の要望を国に対して行っています。

(委員)

ネガティブリスト制に変えてしまえばいいんですけどね。

(事務局)

ミズナなどの京都府の特産物については、他府県や国で基準値を設定するのが難しいので、いわゆるマイナー作物と言うんですけれども、京都府はその登録拡大のための試験を

行っています。

京都府だけでは認められませんので、京都府も参画し、協力してくれる都道府県を見つけて、登録拡大のための試験を行っています。

しかし、トマトなどの主要作物については、京都府は主産地でないため、国等へ試験の実施を要望している状況です。

(会長)

その部分は、この中では「消費者にきっちり伝えていく」という表現で具体的にその部分をしっかりと実施していただくということだと思います。

講習会、勉強会、様々な交流を通じて、そういうあたりでやっていただくと。

(委員)

全般的に計画の中で、府内産の野菜や宇治茶を広めていくという姿勢がある中で、突然25ページの放射性物質のところ、府内産農林水産物を推奨しているにも関わらず、「府民が安心して生産、出荷、消費できるよう」という形で内向きになっているので、消費するのは府民だけではありませんので、進めていかれるのももう少し外向けに書けるのではないかと思います、いかがですか。

(事務局)

言葉を短くし過ぎているのですが、「生産者が安心して生産出荷できるように」と「府民が安心して府内産農産物を消費出来るように」という2つのことを表現したつもりです。

もう少し丁寧記述して、正確に伝わるようにします。

(会長)

そのようにした方が、より伝わると思います。

様々な意見をいただいたのですが、これを審議会として議会に提案するというので、よろしいでしょうか。

今日出ました意見・修正点等をしっかりと書き込んでいただいて、これを最終案としていただくということで、よろしく申し上げます。

それでは、報告事項に移らせていただきます。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

32ページ、資料2をお願いします。

食の安心・安全意見交換会ということで、消費者団体の方を対象に「食の安心・安全行動計画」をテーマに開催しました。

17名の方に参加いただき、意見としては枠囲みの中に書いていただいているとおりであり、パブリックコメントの意見としても記載させていただいています。

アンケートの結果でも「良い企画であった」「テーマを変えて開催していただきたい」との意見をいただきましたので、今後ともこのような場を通じて、府の施策に府民の皆さんの意見を反映させます。

(事務局)

34ページの資料で説明させていただきます。

生活衛生課では毎年「食品衛生監視指導計画」を策定しています。

年明けに消費者団体との意見交換会を経て策定していくこととしており、その前段として審議会の委員の皆様には計画の中の収去検査計画についての御意見を頂戴し、年明けには意見交換会の後、最終的には再度この審議会で御報告させていただいた上で策定したいと考えております。

資料をつけておりますので、来年度の収去検査計画についての御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

引き続き、食中毒の発生及び緊急の食中毒注意報の発令について、簡単に説明させていただきます。

40ページ以降の資料になります。

前回、8月の審議会の後、9月に3件の食中毒が発生しています。

京都府域では今年全部で7件の食中毒が発生していますが、9月に立て続けに3件発生したという状況です。

そのことに伴い、44ページの資料ですが、例年気象条件等により発令していますが、3件立て続けに発生したため緊急の食中毒注意報を発令いたしました。

(会長)

報告事項をご説明いただきましたが、御質問はございますか。

(委員)

参考までにお尋ねしたいのですが、食中毒の一つ目を書いてある山城南保健所管内の病因物質が調査中となっているのは結果的には何だったのでしょうか。

(事務局)

結局、原因菌は検出されませんでした。

(委員)

そういう場合もあるのですか。

(事務局)

時々ございます。

(会長)

今年の状況は少し多いのですか。

(事務局)

今年が7件ですが、例年だいたいこれくらいです。

原因物質として多いのはノロウイルスとカンピロバクターです。

(委員)

食品衛生監視をしていただいている、予防する方法はなかったのかとか、食中毒発生ゼロを目指して様々な取組をされていて、報告はあるのですが、どうすれば予防できたのかとか、もう少し詳しい原因を教えてくださいと思います。

サルモネラ、ノロ、カンピロバクター。

(事務局)

ノロウイルスというと、手洗いが不十分であったとことにより食品を汚染して広がっていったということが想定されますが、手洗いの励行については普段から指導しているのですが、それでも手洗いが不十分であったのかなといった状況です。

カンピロバクターについては、鶏の生食や火の通しが悪かったということが例年多いほか、普通の焼肉店であっても生食はもちろん、しっかり火を通してから食べる、焼くときと食べる時の箸は分けるといった指導を継続して行っています。

全国的に見て、ノロウイルスとカンピロバクターが一番多いという状況です。

(会長)

法律に基づいて営業停止処分をされるほか、従業員に対して、具体的に指導等は行われているのですか。

(事務局)

苦情等が入りましたら、当然店に行き、ノロウイルスだけとは限りませんので、ブドウ球菌等の拭き取り検査を行っています。

何回か店に行きますので、店の規模にもよりますが、従業員の衛生講習会の開催等の指導を行っています。

(委員)

保健所で食品衛生担当職員の方が頑張っておられるのは知っているのですが、それでも次々と食中毒が発生していますので、仕方ないと言うのではなく、食中毒発生ゼロを目指して取り組むという数値目標を掲げていただきたいと思います。

文部科学省が学校給食での食中毒をゼロにするという目標を掲げて取組を行ってきて、平成25年に1年だけ達成しかけたということがありますので、何回検査をするということだけではなく、発生を防ぐという数値目標も設定していただきますようお願いいたします。

以前から、「達成できない数値目標は設定できない」と仰るので、目指していただけたらと思います。

(委員)

27年度の収去検査計画の表の見方を教えていただきたいのですが、39ページで残留農薬の「検体数」の横に「件数」があるのですが、これほど多くの件数を検査されているのですか。

大根の根であれば1840件も検査をされるのでしょうか。

(事務局)

一番上のお茶であれば検体数が8で件数が1840となっていますが、1検体当たり約200項目程度の農薬を一斉に検査しています。

(委員)

件数というのは、農薬成分の検査項目数ということですね。

それから、(9) その他で麻痺性貝毒という検査項目がありますが、「ケ」ということは、アサリ・マガキ・イワガキは遺伝子組換えの検査もされるのでしょうか。

「ケ」は大豆、トウモロコシ等の組換え遺伝子検査とありますが。

(事務局)

すみません、これは間違いです。

(会長)

例えば、「違反件数」と書いてありますが、これはちょっと誤解を招きますね。

26年度の数字の上のところでは、「検体数」と「件数」、実際は「項目」

これも農薬の種類が違くと1と数えるのですか。

(事務局)

そうです。

大抵は1項目の違反なのですが、「件数」という表現の仕方も検討させていただきます。

(委員)

8検体検査をしたら、そのうちの1検体が違反ということですよ。
千何百検体のうちの1検体というわけではないですよ。

(事務局)

検体としては1検体、項目数としては200ほど検査しています。

(委員)

「件数」となっているので分かりにくいと思います。

(事務局)

検査項目数です。
延べ検査項目数です。

(会長)

誤解を招かないように、すぐ理解できるように考えてください。
ほかにございますか。

(事務局)

直接食の安心・安全に関することではないのですが、先週末に報道されていた秋田県の肥料製造会社の件について、口頭で報告させていただきます。

秋田県の太平物産株式会社が生産していた肥料の表示成分と内容物が、かねてから異なっていたというものです。

J A全農を通じて東日本の11県に肥料が販売されていましたが、今のところ京都府に肥料が流通していたということは確認されていません。

11県でその肥料を使って生産された特別栽培農産物や有機農産物が、それぞれガイドライン・J A S規格に適合していない可能性があります。

11県で当該肥料を使用して生産された農産物が全国に販売されている可能性はありますので、京都府には肥料は来ていないが、農産物は来ている可能性が高いと思われます。

特別栽培米や有機農産物という表示の問題ですので、国からは安全性には何ら問題がないという報告を受けております。

(会長)

京都府には肥料の成分を分析される部署はあるのですか。

(事務局)

肥料取締法という法律を食の安心・安全推進課が所管しており、立入検査を行いますが、成分の分析は行っていません。

成分の分析は国が何度か行っていたと聞いていますが、そこまでは分からなかったようです。

(会長)

検査を行っていても見つけられないということもあるのですね。

他にございますか。

それでは本日については御意見をいただいたということで、事務局にお返しします。